

1 基準策定の目的

公益性が求められる社会福祉法人（以下「法人」という。）の指導監査については、著しく不適正な法人運営の事実が確認された場合に社会福祉法（昭和26年法律第45号。）第56条に基づき、適正化措置を課すこととされている。しかしながら、改善措置命令等の一部の適正化措置については、行政手続法上の不利益処分にあたり、公表も伴うものであることから、法人は社会的な制裁を受けることとなる。一方で、その根拠条文には適正化措置の発動条件等に関する具体的な規定がないため、実際に適正化措置を課す際には、恣意的な判断とならないように慎重な対応が求められる。

については、適正化措置の発動基準に関するガイドラインを策定することとする。

〔社会福祉法 抜粋〕

（監督）

第56条 所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、社会福祉法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又は当該職員に、社会福祉法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 略。

3 略。

4 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置（役員の解職を除く。）をとるべき旨を勧告することができる。

5 所轄庁は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた社会福祉法人が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

6 所轄庁は、第四項の規定による勧告を受けた社会福祉法人が、正当な理由がないのに当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずることができる。

7 社会福祉法人が前項の命令に従わないときは、所轄庁は、当該社会福祉法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員の解職を勧告することができる。

8 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当の事由がないのに一年以上にわたつてその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができる。

以下、略。

2 適正化措置の種類

適正化措置の種類は、いなべ市社会福祉法人に対する適正化措置事務処理要領（平成25年訓令第10号。以下「要領」という。）第3条に規定される次の措置とする。

- (1) 改善勧告（要領第3条第1項）
- (2) 改善勧告に従わない旨の公表（要領第3条第2項）
- (3) 改善措置命令（要領第3条第3項）
- (4) 業務停止命令及び役員解職勧告（要領第3条第4項）
- (5) 解散命令（要領第3条第5項）

〔いなべ市社会福祉法人に対する適正化措置事務処理要領 抜粋〕

（適正化措置の内容）

第3条 法人運営の適正化を図るため、当該法人に対し、期限を定めて、必要な措置を採るべき旨を勧告すること。

2 前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた法人が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 第1項の規定による勧告を受けた法人が、正当な理由がないのに当該勧告に係る措置をとらなかったときは、法人に対し期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命じること。

4 法人が前項の命令に従わないときは、期間を定めて、業務の全部又は一部の停止を命じ、又は役員解職を勧告すること。

5 法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当の事由がないのに1年以上にわたってその目的とする事業を行わないときは、解散を命じること。

以下、略。

3 発動基準の設定

通常、法人を指導する際には、監査等によって確認した改善すべき事項について、指摘事項として文書により通知し改善を促しているが、この指摘事項には、比較的軽易な指摘で改善が容易なものから、重大な指摘で改善が難しく時間を要するものなど様々な類型が混在している。

適正化措置の発動は、この指摘事項の内容を基に検討する必要があることから、指摘事項の不適正性や改善の容易性等により区分を設定し、区分に応じた対応方針を定めることで、適正化措置を課す際の判断基準を画一的かつ客観的なものとする。ただし、この判断基準はあくまで例であり、最終的な適正化措置の内容や期間、公表の必要性の有無等については、法人の置かれた状況や改善に対する姿勢、指導に従わない（指摘事項を改善しない）期間等に鑑み総合的に判断する。

区 分		主な指摘事項（例）	対応方針
A	さほど重要な指摘事項でなく、改善は容易である	<ul style="list-style-type: none"> ・評議員会又は理事会で欠席が続く者がいる ・定款に軽微な記載不備等がある ・契約書作成に不備がある ・役員等の補充（選任）が遅延している ・各種規程の未整備、見直しが不十分である ・会計伝票等の作成や整理が不十分である 	<p>この区分のみで適正化措置につながるおそれは、ほとんどない</p> <p>複数年にわたり同じ指摘が続いたとしても、一般監査による継続指導を行う</p>
B	不適正な指摘事項であるが、改善は容易であり、著しく不適正な指摘ではない	<ul style="list-style-type: none"> ・評議員会又は理事会で審議が必要な事項が一部未審議である ・定款又は評議員会若しくは理事会の議事録が備置きされていない ・定款の内容と実際の運営に重大な相違がある ・法人に関する登記が変更（更新）されていない ・決算書において予算と決算に乖離がみられる ・規程に基づかない少額支出がある ・頻繁に会計ルールに基づかない現金支出がある 	<p>複数年にわたり、同じ指摘が続いた場合、特別監査による継続指導が必要</p> <p>特別監査による継続指導によっても改善されない場合には、適正化措置を検討する</p>
C	著しく不適正な指摘事項であるが、改善は可能である	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の公表が行われていない ・評議員会又は理事会の議事録が作成されていない ・理事会の承認なく借入をしている ・一時的に法人の資金が外部に流出している ・現金を収入計上することなく、直接支出している ・利用者預かり金の管理が不適切である 	<p>特別監査による継続指導によっても改善されない場合には、適正化措置を検討する</p>

D	<p>著しく不適正な指導事項であり、改善に時間がかかる、又は改善が見込めない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・評議員会又は理事会の議事録が意図的に偽造又は偽装されている疑いがある ・長期にわたり、評議員会又は理事会が未開催の状態が続いている ・長期にわたり、役員等の選任状況が確認できない ・長期にわたり、所轄庁へ決算書類等が届出されていない ・法人取得の財産を個人が私的に利用している ・国庫補助金等の意図的な不正受給がある ・理事（長）及びその親族等と不適切な契約があり、法人の資金がそこに流入している 	<p>これらの指摘区分が1つでもあれば、特別監査を実施する</p> <p>特別監査の結果によっては、速やかに適正化措置（改善勧告）を検討する</p>
E	<p>著しく不適正な指摘事項であるが事実解明が難しく、引き続き、実態解明を要する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に対する虐待等の不適切な行為の疑いがある ・多額の法人資金が外部に流出しており、回収が困難である ・法人とは関係のない用途が確認出来ない多額の支出がある ・理事（長）や法人の職員が多額の法人の資金を横領した疑いがある ・不適正支出額が多額で、法的に対応せざるを得ない状況である 	<p>改善勧告を行っても改善の見込みがない場合は、更なる適正化措置（改善措置命令等の行政処分）による指導を検討する</p>